

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 鹿児島市西伊敷七丁目34番12号
氏名 株式会社 フタマタ開発
(法人にあつては名称 代表取締役 二俣 剛
及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた
者であることを証する。 ~~第14条の2第1項~~



この許可証の写しは契約用にご使用でき 鹿児島市長 下 鶴 隆 央

許可の年月日 令和 5年 8月 7日
許可の有効年月日 令和10年 8月 6日

1. 事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類

石綿含有産業廃棄物であるものを含むもの	廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）、がれき類、紙くず、木くず、繊維くず、以上8種類
石綿含有産業廃棄物であるものを除くもの	燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（水銀含有ばいじん等を含む。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）、動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体、以上6種類
	上表に記載する全14種類 (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。) (積替え保管を含む。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）
裏面のとおり

3. 許可の条件
無し

4. 許可の更新又は変更の状況
令和 5年 8月 2日 更新許可

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無
無し

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

所在地	面積	産業廃棄物の種類	保管上限	積上げの高さ
鹿児島市川上町3625番乙のロ	635 m ²	金属くず（水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）、紙くず、木くず、繊維くず（以上5種類は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）、燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（水銀含有ばいじん等を含む。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）（以上3種類は石綿含有産業廃棄物であるものを除くもの）	323 m ³	1.9m